

# 沖縄県土木建築部において令和6年3月1日から適用する労務単価

## 基準額及び割増賃金率

職種名	割増対象賃金比(A)	1時間当たり割増賃金係数K			単価(単位:円)
		時間外(1.25) (A)*1/8*1.25	休日(1.35) (A)*1/8*1.35	深夜(0.25) (A)*1/8*0.25	
1 特殊作業員	0.783	0.122	0.132	0.024	25,300
2 普通作業員	0.847	0.132	0.143	0.026	21,400
3 軽作業員	0.885	0.138	0.149	0.028	16,000
4 造園工	0.771	0.120	0.130	0.024	21,700
5 法面工	0.830	0.130	0.140	0.026	25,400
6 とび工	0.854	0.133	0.144	0.027	31,900
7 石工	0.905	0.141	0.153	0.028	22,500
8 ブロック工	0.901	0.141	0.152	0.028	20,500
9 電工	0.724	0.113	0.122	0.023	19,900
10 鉄筋工	0.884	0.138	0.149	0.028	29,200
11 鉄骨工	0.815	0.127	0.138	0.025	22,700
12 塗装工	0.833	0.130	0.141	0.026	27,500
13 溶接工	0.827	0.129	0.140	0.026	27,200
14 運転手(特殊)	0.793	0.124	0.134	0.025	28,600
15 運転手(一般)	0.816	0.128	0.138	0.026	26,400
16 潜かん工	0.940	0.147	0.159	0.029	37,300
17 潜かん世話役	0.886	0.138	0.150	0.028	46,300
18 さく岩工	0.697	0.109	0.118	0.022	35,000
19 トンネル特殊工	0.961	0.150	0.162	0.030	31,200
20 トンネル作業員	0.941	0.147	0.159	0.029	25,400
21 トンネル世話役	0.948	0.148	0.160	0.030	41,000
22 橋梁特殊工	0.854	0.133	0.144	0.027	37,800
23 橋梁塗装工	0.861	0.135	0.145	0.027	28,500
24 橋梁世話役	0.791	0.124	0.133	0.025	44,000
25 土木一般世話役	0.771	0.120	0.130	0.024	30,700

職種名	割増対象賃金比(A)	1時間当たり割増賃金係数K			単価(単位:円)
		時間外(1.25) (A)*1/8*1.25	休日(1.35) (A)*1/8*1.35	深夜(0.25) (A)*1/8*0.25	
26 高級船員	0.709	0.111	0.120	0.022	27,700
27 普通船員	0.718	0.112	0.121	0.022	25,300
28 潜水士	0.805	0.126	0.136	0.025	49,200
29 潜水連絡員	0.854	0.133	0.144	0.027	31,400
30 潜水送気員	0.864	0.135	0.146	0.027	34,900
31 山林砂防工	0.716	0.112	0.121	0.022	-
32 軌道工	0.821	0.128	0.139	0.026	-
33 型枠工	0.893	0.140	0.151	0.028	29,800
34 大工	0.886	0.138	0.150	0.028	27,700
35 左官	0.876	0.137	0.148	0.027	28,500
36 配管工	0.776	0.121	0.131	0.024	20,300
37 はつり工	0.825	0.129	0.139	0.026	21,100
38 防水工	0.785	0.123	0.132	0.025	35,000
39 板金工	0.790	0.123	0.133	0.025	27,600
40 タイル工	0.780	0.122	0.132	0.024	22,500
41 サッシ工	0.785	0.123	0.132	0.025	23,700
42 屋根ふき工	0.708	0.111	0.119	0.022	-
43 内装工	0.831	0.130	0.140	0.026	23,200
44 ガラス工	0.721	0.113	0.122	0.023	26,000
45 建具工	0.708	0.111	0.119	0.022	-
46 ダクト工	0.725	0.113	0.122	0.023	20,300
47 保温工	0.794	0.124	0.134	0.025	23,000
48 建築ブロック工	0.000	0.000	0.000	0.000	-
49 設備機械工	0.815	0.127	0.138	0.025	23,500
50 交通誘導警備員A	0.851	0.133	0.144	0.027	14,600
51 交通誘導警備員B	0.904	0.141	0.153	0.028	12,400

※ 沖縄県土木建築部において、令和6年3月1日以降予算執行伺いを決裁する工事から上記の労務単価を適用する。

### (1) 公共工事設計労務単価の構成

公共工事設計労務単価は、次の①～④で構成される(図-1)。

- ① 基本給相当額(法定福利費(個人負担分)含む)
- ② 基準内手当(当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当)
- ③ 臨時的給与(賞与等)
- ④ 実物給与(食事の支給等)

$$\text{公共工事設計労務単価} = \underbrace{\text{① 基本給相当額} + \text{② 基準内手当}}_{\text{所定労働時間内8時間当たり}} + \underbrace{\text{③ 臨時的給与} + \text{④ 実物給与}}_{\text{所定労働日数1日当たり}}$$

図-1 公共工事設計労務単価の構成

### (2) 公共工事設計労務単価に含まれない賃金、手当、経費

- ① 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
- ② 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当
- ③ 現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費  
 { 例えば、交通誘導警備員A、Bの単価については、警備会社に必要な諸経費(現場管理費及び一般管理費等)は、含まれていない。 }

### (3) 留意事項

公共工事設計労務単価は公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、以下の点について十分留意すること。  
 ・本単価に含まれる賃金の範囲は(1)のとおりであり、(2)に示すものは含まれないこと(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている)